

## 花と緑のアドバイザー派遣制度実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は緑化の普及・啓発を図ることを目的として、新潟県、市町村、学校、住民団体、企業団体、一般市民等（以下「開催団体」という。）が実施する緑化講演会、緑化講座、緑化学習会、自然観察会等（以下「活動」という。）に対し、財団法人新潟県都市緑花センター理事長（以下「理事長」という。）が講師、インストラクター、指導者等（以下「講師等」という。）の人材を派遣するにあたり必要事項を定める。

### (対 象)

第2条 派遣の対象は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。但し営利を目的としたものを除く。

- (1) 講演会・講習会
- (2) 研修会
- (3) シンポジウム
- (4) コンクール
- (5) その他、前4号に類する催事

### (費用負担等)

第3条 理事長は、予算の範囲内で開催団体に対し、講師等の謝金および旅費の所要額について、1回あたり15,000円を限度に助成金を交付する。

### (派遣回数)

第4条 講師等による派遣は、原則として1開催団体あたり年間2回までとする。

### (派遣申請)

第5条 前条に規定する派遣を受けようとする開催団体は、申請書(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

### (派遣の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適正と認めた場合、派遣を決定し通知する。

### (完了届)

第7条 前条の規定による派遣決定通知書を受けた開催団体は、活動完了後すみやかに完了報告書及び請求書(様式第2号)を理事長に提出するものとする。

### (交付)

第8条 理事長は、前条の請求書を受理した後、開催団体に対し助成金を交付するものとする。

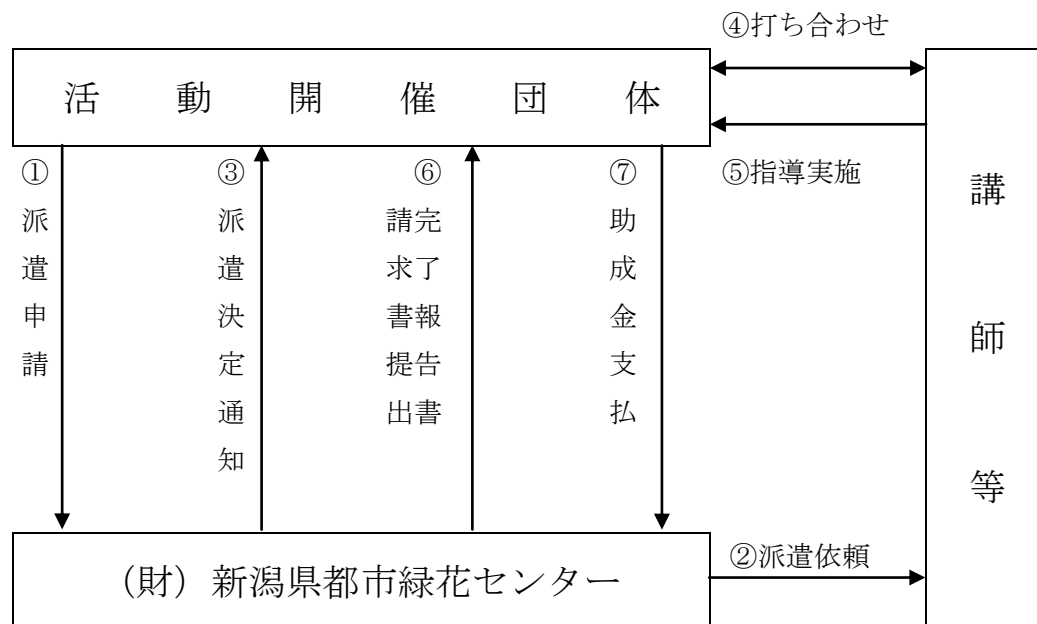
### (その他)

第9条 講師等の派遣を受けようとする開催団体は、次の各号について留意し、効果的な活動の実施に努めること。

- (1) 活動を実施、運営する体制の整備
- (2) 活動の実施目的に見合ったカリキュラムの設定
- (3) 直面している課題に応じた指導回数や講師等の人数の決定

- (4) 講師等との意見交換や運営工夫
- (5) 活動の成果や他の関連事業への波及効果等を意識した運営
- (6) 事故防止等、活動実施に当たっての安全管理
- (7) 配布資料等に当センターから助成を受けたことを明記すること

(活動実施フロー)



付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

○事業に関する問合せ及び申請先はこちら

〒950-0933  
 新潟市中央区清五郎58番地  
 財団法人新潟県都市緑花センター企画管理課 まで  
 TEL 025-257-8711  
 FAX 025-257-8766